

介護老人福祉施設 利用料金表

令和8年4月1日

1. 介護保険給付対象サービス費

①介護（基本）サービス費…ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費の額を除いた金額をお支払い下さい。

(1日当たり：円)

	介護保険給付対象サービス費				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
日常生活継続支援加算Ⅰ(※1)	360	360	360	360	360
夜勤職員配置加算Ⅲ(※4)	160	160	160	160	160
個別機能訓練加算(※5)	120	120	120	120	120
看護体制加算Ⅰ(※6)	40	40	40	40	40
看護体制加算Ⅱ(※7)	80	80	80	80	80
計	6,650	7,350	8,080	8,780	9,470
うち介護保険から給付される金額	5,985	6,615	7,272	7,902	8,523
自己負担額(1割分)	665	735	808	878	947
自己負担額(2割分)	1,330	1,470	1,616	1,756	1,894
自己負担額(3割分)	1,995	2,205	2,424	2,634	2,841

◎ 介護保険負担割合証に記載してある割合分のお支払いをお願いします。

※ 上記加算の内容について

	内 容	自己負担額(1割分)
日常生活継続支援加算Ⅰ(※1)	1年間、もしくは6か月間の期間において、①要介護4・5の方、②認知症老人の日常生活自立度がⅢ以上の方、③吸痰等を必要とする方の割合が一定数以上するとき	36円/日
サービス提供体制強化加算Ⅰ(※2)	介護福祉士の配置を特に強化して基準を満たしている(「介護福祉士が全介護職員の80%以上」または「10年以上勤務している介護福祉士が全介護職員の35%以上」配置されている)事業所に対して、サービスの質が一定に保たれていると判断されたとき	22円/日
夜勤職員配置加算Ⅰ(※3)	職員が少ない夜間の対応を強化するため既定の人数以上の職員を夜勤時間帯を通じて配置しているとき	13円/日
夜勤職員配置加算Ⅲ(※4)	職員が少ない夜間の医療対応を強化するため既定の人数以上の職員を配置し、かつ、看護職員か、たん吸引などの認定特定行為業務従事者を夜勤時間帯を通じて配置しているとき	16円/日
個別機能訓練加算Ⅰ(※5)	機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成し計画的に機能訓練を行ったとき	12円/日
看護体制加算Ⅰ(※6)	常勤の正看護師を1名以上配置したとき	4円/日
看護体制加算Ⅱ(※7)	看護職員を常勤換算で4名以上配置したとき	8円/日

○ 職員の配置条件等により、日常生活継続支援加算Ⅰ(※1)、または、サービス提供体制強化加算Ⅰ(※2)のどちらかを、また、夜勤職員配置加算Ⅰ(※3)と夜勤職員配置加算Ⅲ(※4)も、どちらかの加算を月ごとに算定させていただきます。

○ 看護体制加算Ⅰ(※6)、看護体制加算Ⅱ(※7)につきましては、加算取得要件の職員配置基準等を満たしているときに算定させていただきます。

②その他のサービス加算

下記の表により、該当される方は【介護保険負担割合証に記載してある割合分】をお支払い下さい。

(2割の方は、自己負担額を2倍にした金額を、3割の方は3倍にした金額のご負担になります)

	内 容	自己負担額 (1割分)	
科学的介護 推進加算Ⅰ	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出しているとき	40円/月	
科学的介護 推進加算Ⅱ	上記加算Ⅰの要件を満たした上で、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出しているとき	50円/月	
個別機能訓練 加算Ⅱ	個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用したとき	20円/月	
個別機能訓練 加算Ⅲ	個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算を算定し、理学療法士等が個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練に関する情報を相互に共有し、共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しをおこない、見直しの内容について理学療法士等の関係職種間で共有しているとき	20円/月	
生産性向上推進体 制加算Ⅰ	下記Ⅱの算定要件を満たしたうえで、Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果が確認され、かつ、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、介護助手の活用など職員間の適切な役割分業をおこない、1年以内毎に1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンライン提出をおこなっているとき	100円/月	
生産性向上推進体 制加算Ⅱ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的におこなっており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内毎に1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンライン提出をおこなっているとき	10円/月	
安全対策 体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されているとき(入所時1回のみ算定可能)	20円/回	
ADL維持等 加算Ⅰ(※8)	利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出しているなど、厚生労働省が定める基準を満たしているとき	30円/月	
ADL維持等 加算Ⅱ(※9)	上記加算Ⅰの算定要件の他、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であるなど、厚生労働省の定める基準を満たしているとき	60円/月	
初期加算	新規入所から30日間に限り算定(病院に30日以上入院し、再び入所した場合も対象)	30円/日	
経口移行加算	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士による栄養管理及び看護師による支援が行われたとき	28円/日	
経口維持加算Ⅰ	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対し、医師・歯科医師の指示に基づき、多職種が共同して会議等を行い、経口維持計画を作成し、管理栄養士等が栄養管理を行ったとき	400円/月	
経口維持加算Ⅱ	協力歯科医療機関を定め、経口維持加算Ⅰにおいて行う会議等に、医師・歯科医師・歯科衛生士などが加わった場合、経口維持加算Ⅰに加えて算定。	100円/月	
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食(糖尿病食等)を提供したとき	6円/回	
栄養マネジメント 強化加算	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50で除して得た数以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施するなど入所者福祉施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態の継続的な栄養管理を強化して実施したとき	11円/日	
看取り介護 加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行ったとき(死亡前45日を限度)	死亡日以前31日以上45日以下	72円/日
		死亡日以前4日以上30日以下	144円/日
		死亡日前日、及び前々日	680円/日
		死亡日	1,280円/日
看取り介護 加算Ⅱ	上記Ⅰの要件に加え、 ①入所者に対する緊急時の情報共有や連絡方法等について配置医師との間で取り決めがなされていること ②配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を整備していること ③看護体制加算Ⅱを算定していること を満たしているとき	死亡日以前31日以上45日以下	72円/日
		死亡日以前4日以上30日以下	144円/日
		死亡日前日、及び前々日	780円/日
		死亡日	1,580円/日

○ADL維持等加算Ⅰ(※8)、ADL維持等加算Ⅱ(※9)につきましては、算定要件を満たした際に算定させていただきます

②その他のサービス加算（前ページからの続き）

下記の表により、該当される方は【介護保険負担割合証に記載してある割合分】をお支払い下さい。

（2割の方は、自己負担額を2倍にした金額を、3割の方は2倍にした金額のご負担になります）

	内 容	自己負担額（1割分）
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間・深夜を除く）	看護体制加算Ⅱの要件に加え、配置医師が早朝・夜間・深夜の時間帯に施設を訪問し、診療をおこない記録を残したとき	325円/日
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	看護体制加算Ⅱの要件に加え、配置医師が早朝・夜間の時間帯に施設を訪問し、診療をおこない記録を残したとき	650円/日
配置医師緊急時対応加算（深夜）	看護体制加算Ⅱの要件に加え、配置医師が深夜の時間帯に施設を訪問し、診療をおこない記録を残したとき	1,300円/日
特別通院送迎加算	透析が必要な患者が定期的かつ継続的に透析を必要とする場合、家族や病院等が送迎が困難であるなどのやむを得ない理由があるときに施設職員が月12回以上の送迎を行ったとき	594円/月
協力医療機関連携加算Ⅰ	①協力医療機関との間に相談体制を常時確保し、②診療体制を整え、③入院必要時は入院ができる体制を確保し、また、入所者の現病歴等を協力医療機関と共有する会議を定期的開催するなど、厚生労働省が示す算定要件を満たしているとき（令和7年度～50円/月）	100円/月
協力医療機関連携加算Ⅱ	協力医療機関が①、②、③の要件を満たしていない場合	5円/月
再入所時栄養連携加算	特別食が必要な入所者が当施設を退所し、病院等に入院し、退院後、再度当施設に入所した場合、当施設の管理栄養士が入院医療機関の官営栄養士と連携して栄養ケア計画を策定したときに、入所者1人につき1回限り算定可	200円/回
退所時栄養情報連携加算	特別食が必要な入所者又は低栄養状態であると医師が判断した入所者が退所するとき、在宅退所の場合は入所者の主治医が属する医療機関及び担当ケアマネに対して、病院等に入院・入所した場合は当該医療機関等に対し当施設の管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合、1カ月に1回算定可。ただし、栄養マネジメント強化加算を算定している場合は算定しない	70円/月
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上であり、認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施しているとき。ただし、認知症チームケア推進加算を算定しているときは算定しない。	3円/日
認知症専門ケア加算Ⅱ	上記Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施しているとき。ただし、認知症チームケア推進加算を算定しているときは算定しない。	4円/日
認知症チームケア推進加算Ⅰ	（1）周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること （2）認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を終了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること （3）対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的におこない、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実践していること （4）認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等をおこなっていること。 ただし、認知症専門ケア加算Ⅰ又はⅡを算定している場合及び認知症チームケア推進加算Ⅱを算定している場合は算定不可。	150円/月
認知症チームケア推進加算Ⅱ	上記のうち、（1）、（3）、（4）に掲げる基準に適合し、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること ただし、認知症専門加算Ⅰ又はⅡを算定している場合及び認知症チームケア推進加算Ⅰを算定している場合は算定不可	120円/月
高齢者施設等感染対応向上加算Ⅰ	医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応をおこなう体制を確保し、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応していること。また、協力医療機関や地域の医師会等が定期的におこなう院内感染対策に関する研修又は訓練に年1回以上参加していること	10円/月
高齢者施設等感染対応向上加算Ⅱ	診療報酬上の感染対策向上加算に係る届出をおこなった医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること	5円/月
新興感染症等施設療養費	入所者等が別に厚生大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等をおこなう医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策をおこなったうえで、該当する介護サービスをおこなった場合に、1カ月に1回、連続する5日を限度として算定できる	240円/月
外泊時費用加算	入院・外泊したとき（重要事項説明書6、（3）を参照）	246円/日
口腔衛生管理加算Ⅰ	「入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施するとき	90円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	上記加算Ⅰの要件を満たした上で、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているとき	110円/月

②その他のサービス加算（前ページからの続き）

下記の表により、該当される方は【介護保険負担割合証に記載してある割合分】をお支払い下さい。

（2割の方は、自己負担額を2倍にした金額を、3割の方は2倍にした金額のご負担になります）

	内 容	自己負担額（1割分）
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加しており、関係職種が共同して、自立支援に係る計画を策定・実施し、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。また、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているとき	280円/月
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出するなど、厚生労働省が定める基準に適合しているとき	3円/月
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	上記加算Ⅰの要件を満たした上で、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が認められた入所者の褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないとき	13円/月
排せつ支援加算Ⅰ	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用しているなど、厚生労働省が定める基準に適合しているとき	10円/月
排せつ支援加算Ⅱ	上記加算Ⅰの要件を満たした上で、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がなく、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善、又は施設入所時、利用開始時に尿道カテーテルが留置していた者について、尿道カテーテルが抜去されたとき	15円/月
排せつ支援加算Ⅲ	上記加算Ⅰの要件を満たした上で、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がなく、又は施設入所時、利用開始時に尿道カテーテルが留置していた者について、尿道カテーテルが抜去され、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善しているとき	20円/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理状態が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対しサービスを行ったとき	200円/日
福祉施設若年性認知症受入加算	若年性認知症の入所者を受け入れた場合（上記以外）	120円/日
精神科医療指導加算	認知症である入所者が全体の3分の1以上を占める介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われているとき	5円/日
退所前訪問相談援助加算	在宅復帰のための相談援助を行った場合（入所中1回（又は2回）限度）	460円/回
退所後訪問相談援助加算	在宅復帰のための相談援助を行った場合（退所後1回限度）	460円/回
退所時相談援助加算	退所後の居宅生活を支援するために、在宅介護支援センター等に文書で情報を提供したとき（1回迄）	400円/回
退所前連携加算	退所前に居宅生活を支援するために、居宅介護支援事業所等に文書で情報を提供し、調整を行ったとき（1回迄）	500円/回
退所時情報提供加算	入所者が退所し、医療機関に入院する場合、当該入所者の同意を得て当該入所者の心身状況、生活歴等の情報を提供したうえで、当該入所者の紹介を行った場合、入所者1人につき1回に限り算定可	250円/回
在宅復帰支援機能加算	算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなった者（入所期間が1月間を超えていた者に限る。）の占める割合が2割を超えているなど、厚生労働省の定める基準を満たしているとき	10円/日
在宅・入所相互利用加算	要介護3から要介護5までの者で、在宅生活を継続する観点から、複数人があらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間については3月を限度とする。）を定めて、当該施設の同一の個室を計画的に利用しているときなど、厚生労働省の定める基準を満たしているとき	40円/日

③介護職員等処遇改善加算 I

前述①の介護（基本）サービス費と、②その他のサービス加算を加えた1か月あたりの総単位数に、サービス別加算率（すわ苑は14.0%）を乗じた単位数で算定された金額【介護保険負担割合証に記載してある割合分】をお支払いください。

2. 介護保険給付対象外サービス費

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）（1日当たり：円）

食費	基準費用額	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
	2,090円	300円	390円	650円	1,360円

※重要事項説明書5. (2)の定めのとおり、個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は別に実費負担となります。

※食費の減額を受けられる方は、「介護保険負担限度額認定証」の提出をお願いします。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料）（1日当たり：円）

多床室	基準費用額	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
	915円	0円	430円	430円	430円

※居住費の減額を受けられる方は、「介護保険負担限度額認定証」の提出をお願いします。

③その他の費用

サービス	内 容	利用負担額
特別な食事の提供	ご利用者個人の希望により、特別な食事を提供したとき	個人に要した実費
理 髪	毎月第2・4月曜日（理容師の出張による）	個人に要した実費
小口現金の管理	緊急出費用の小口現金（10,000円を上限）を管理	300円/月
貴重品の管理	預金通帳と印鑑、有価証券、年金証書等を管理 （上記、小口現金管理料を含む）	1,000円/月
複写物の交付	サービス提供時の記録等の複写が必要なとき	10円/1枚
レクリエーション・日用品費	レクリエーション・日常生活用品のうち、ご利用者個人の希望により提供し、負担いただくことが適当であるもの	個人に要した実費
エンゼルセット （ガーゼ、綿球等）	苑内でご利用者が亡くなられたとき、処置をするためにガーゼなどを使用したとき	個人に要した実費

*利用料金、サービス内容等について、不明な点、質問等がございましたらお気軽にお尋ねください。